

## 議案第12号

北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、地方公務員災害補償法における傷病補償年金及び休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金が併給される場合の調整率が改正されることになるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。